Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-09

近代日本の「大学における教員養成」の布置関係 ー「教育学部」とその質保証の展開ー

岩田，康之

(Degree)
博士（教育学）
(Date of Degree)
2020-03-05
(Date of Publication)
2024-03-05
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
乙第3380号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003380

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

（別紙様式７）

論 文 内 容 の 要 旨

氏　　名　岩 田 康 之
専　　攻　人間発達専攻
指導教員氏名　船 寄 俊 雄 教授

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

近代日本の「大学における教員養成」の布置関係
―「教育学部」とその質保証の展開―

論文要旨

【本研究のねらい】

本研究のねらいは、教員養成における日本的布置関係（大学・中央政府・地方政府といった諸アクター間の力関係）がどのような経緯で形成されたのか、そしてそれは日本の初等教育・中等教育を担う教員たちの資質形成にどのような影響を与えてきているか、という課題を構造的に解明することにある。その際、歴史的文化的背景に着目し、いわゆる「開放制」原則下の「教育学部」（教員養成・教育学研究・教育学教育を担う大学内のセクション）のありようやそこでのカリキュラムの問題と、教員養成機関の質の担保（質保証）という二つの視角から解析することを試みる。

【手法と視角】

本研究を進めるに際して、近代日本の大学における教員養成の構造的課題（布置関係）を、近代日本の「大学」と「教員養成」の相克と葛藤〔第Ⅰ部〕およびそこにおける教員養成教育の「質保証」（第Ⅱ部）に着目して分析を行う。その際、(1) 近代の普通教育の担い手としての教師像、教師の教養をめぐる議論、学識をめぐる議論等の歴史的背景からの検討と、(2)日本型「開放制」の展開を、近年の「質保証」策との関連から比較研究的視点も含めての検討との、大きく二つの方法論を用いる。これは、近代日本の教員養成における布置構造というものが、日本独自の歴史的背景を持つ一方で、その特質を解明する手立てとしての対外比較―特に文化的に類似性の強い東アジア諸地域とのそれ―もまた有効であるという、本研究の特質に根ざすものであると同時に、そもそも教員養成研究（教師教育研究）そのものがシングル・ディシプリンでは行い得ないという本質的な事情に根ざす。

【論文の構成】

第Ⅰ部「近代日本の「大学における教員養成」の成立と葛藤」においては、近代教育システムの成立以来の、「大学」と「教員養成」の間の葛藤と、「大学における教員養成」の日本での成立と展開、教員養成理念や教師像をめぐる議論と、その投影としてのカリキュラムの検討

を行う。まず第１章で、主に香港教育大学と東京学芸大学を事例として、比較研究的視点から、日本の「大学における教員養成」の理論的諸課題の析出を試みる。ここでは高等師範学校の大学昇格をめぐる論争の日中比較、および初等教員養成機関の大学昇格をめぐる日港比較を通じて、日本の「大学における教員養成」をめぐる布置関係とアカデミズムとの関連性を検討していく。ここで浮かび上がるのは、日本の「大学における教員養成」を行う際のディシプリンの課題である。それに関わって、第２章では、戦後改革期の日本における「教育学部」と「教育学」の葛藤を検討する。その上で、第３章では主に1980年代以降の日本の教員養成政策と、その中での教員養成系大学の変質の実相を、教育組織の変遷に注目して解析する。

第Ⅱ部「日本型「開放制」の展開と教員養成の質保証」においては、日本独特の展開をした「開放制」原則下での教員養成に対して、政策的な「質保証」が後手に回った経緯を追うとともに、教員養成を行う大学をめぐる「布置関係」の形成プロセスや、そのことの今日的課題の析出を試みる。まず第４章において、新自由主義を基調とする日本の教員養成改革において「開放制」がどう捉えられているのかを検証するとともに、それとの関係においていわゆる「質保証」策の動向の検討を行う。続く第５章では、そうした「質保証」策に関わって、教員養成における中央政府（国）・地方政府（教育委員会）・大学の三者の布置関係について、東アジア諸地域との比較からその特質を明らかにする。その上で、第６章において、21世紀初頭に至る日本の教員養成の「質保証」策の展開を、特に「規制緩和」との関係で検討し、日本の「大学における教員養成」の変質を析出する。

これらを踏まえ、終章では、改めて教員養成の「場」としての大学のありようを問い、その日本的布置関係を踏まえた今後の展望を述べる。

【得られた知見】

本研究で得られた知見は、大きく以下の三点にまとめられる。

①．近代、特に日本の「大学における教員養成」をめぐる布置関係の形成について

第１章で見たように、戦後改革期の日本において、旧制の師範学校は新制大学の学士課程を担う学部レベルの教育機関となり、「大学における教員養成」は初等教育・中等教育を担う日本の教師たちの入職前教育（養成教育）のスタンダードとなった。しかしながら、遅れて「大学」昇格を果たした香港教育大学（2016年大学昇格）と、東京学芸大学（1949年創設）の創設に至る経緯を比較検討してみるに、日本の「学芸大学」等の新制大学においては、組織を統合する原理としての「学」（ディシプリン）の体系が求められる度合いは低く、むしろ高等教育レベルで教員養成を行うという「格」の問題と、旧来の師範学校で養成された教師たちの「識見の狭さ」の批判故にこれを克服すべく幅広い教養教育＝リベラル・アーツ＝を新制大学の格に置くべしとする主張がこの時期に主導的であった。それゆえ、専門学校レベルの教員養成機関を大学に昇格させるに際してまず重視されたのは教養教育で、その一方で教育学と教員養成に関わる大学の営みの吟味は後景に退いた。

その背景には、第2章で述べたように、戦前・戦中の日本における「教育学」が充分な拡がりを持ってはおらず、社会的な認知度が低かったということがあった。それゆえ、アクレディテーション団体としての大学基準協会の初期の動向に見られるように、旧帝国大学系の「教育学

部」が（旧制からの学部にやや遅れる形ではあるものの）比較的早期に適格判定がされている一方で、旧制の師範学校を母体とした教員養成系学部（学芸大学・学芸学部・教育学部）については、その位置づけが曖昧なまま、戦後の新制大学の一組織としてあり続けた。

その一方で、大学基準協会が、現状追認的なアクレディテーション機関としての性格を強めたことに現れているように、戦後教育改革期以降の日本の「教育学部」、中でも旧師範学校を母体としたそれらは、常に政策的な動向に翻弄される展開をたどったのである。これは第3章で検討したように、国策による定員削減、そして教員資質の充実についての確たる見通しがないままの大学院の拡大、新課程の（度を超えた）拡充、といった1980年代以降の動向に通じる。しかも国立の教員養成系大学・学部においては、2004年度の法人化を機に、予算の使途や人員配置に関して政府の直接的な関与はなくなったものの、相次ぐ改革課題に対応して各大学の努力によって改善を図っていくという文脈で、各大学の主体性に委ねられるという展開をたどったのである。

かくして、「大学における教員養成」原則の下、教員養成教育を提供する大学群は、中央政府の繰り出す政策に対して常に劣位に置かれる布置関係が定着したのである。日本の「教育学部」、特に国立の教員養成系大学・学部が、21世紀に入ってからの日本の高等教育政策の中で呻吟するという展開には、このような深い歴史的な経緯がある。

②．日本的な「開放制」の展開と「質保証」の偏りについて

日本の教員養成におけるもう一つの制度原則である免許状授与の「開放制」は、少なくとも中等学校の教員養成については、戦前の無試験検定許可学校制度を踏襲したものであり、その意味で連続性のあるものである。しかしながら、戦前の無試験検定許可学校制度と、戦後の「開放制」との違いは、第4章で見たとおり、大きく二点ある。ひとつは旧制にあった、教員となる者についての学力水準を政府が直接に検定する仕組みが戦後はなくなり、各大学の単位認定の積み重ねによって教員免許状の授与がなされるようになったこと、そしてもう一つは、戦前と戦後の教員に求められる資質の変化である。

これについては、第4章で検討した1971年6月の中教審答申が本質を喝破している。つまり、「義務教育としての中学校の教育や80%以上の者が進学する高等学校の教育」には，「戦前の中等学校とは異なった新しい教育指導上の問題」が存在するが故に、教員養成のありようも従前のままではいられない、という指摘である。旧制の中等学校教員養成における無試験検定許可学校となったのは、多くは公私立の専門学校であり、そこで問われた力量とは、基本的に各教科に関わる専門的な知識の水準であった。こうした教員養成を担ってきた専門学校の多くが戦後の新制大学（いわゆる一般大学・学部）として引き続き主に中学校・高等学校の教員養成を担う一方で、新制大学の発足に伴って大学に昇格した旧制師範学校においても、こうした中教審の指摘に即した教員資質の要請に主体的に対応することは困難であった。それはここまでに見たように、「教育学部」における教育学のディシプリンの不在、その一方で課程ー学科目制の組織の下で、各教科に連なる専門的な学問のディシプリンがむしろ表面に出る形で教員養成がなされたことに起因する。それゆえ、1971年の中教審答申の後の各「教育学部」は、それぞれ主体的に教員資質のありようを見据えてカリキュラムを組む以前に、相次いでなされる教育職員免許法の改訂と、課程認定行政の運用強化にプレッシャーを受けつつ教員養成教育を展開

していくことになったのである。

このことは、戦後日本の教員養成における「質保証」の特質に根ざす。第５章で見たように、日本の教員養成においては、課程認定行政による外発的かつ事項的なチェックがメインで、教師となる者の個々の「知識」「技能」（さらには「学識」）等、実際に身につけているものをチェックしたり、教員養成プログラムの総量抑制をしたりという、公権力の関わりは比較的弱い。東アジア諸地域で採られているような、全国規模の教員資格認定試験や、全国規模の教員採用試験、さらには教員養成プログラムの総量抑制や、教員養成機関評価と連動した予算・定員のコントロールといった硬質な施策は採られていないのである。

そうした中で、課程認定の運用強化が唯一の硬質な「質保証」策として実施されているが、それは元来、施設や設備や教員配置といった外形的指標で最低線を確保するという性格を基調とするものであり、これに過度に依存しても質的な向上は図られないばかりか、良質な「教育学部」の持ち味を殺ぐ方向に作用しかねないものである。

教員養成教育の「質保証」については、最低線の確保については権力的な統制が効果を発揮するが、それ以上の水準の向上については、各大学の主体的な取り組みや、それらを相互に参照するアクレディテーションのような内発的な取り組みに委ねる方がはるかに効果的なのである。しかしながら、布置関係において劣位にある大学がこの点で主体性を発揮することは困難であり、中央政府の打ち出す施策に従属を余儀なくされるばかりか、「開放制」の規模の拡大とともに地方政府（教育行政当局＝教育委員会）との関係においても劣位に置かれつつある。このあたりのバランスを欠いたままの、布置関係の歪みが、日本の「大学における教員養成」には強く看取できる。

③．布置関係の「歪み」と「グランド・デザイン」なき教員養成改革の展開

こうした布置関係の「歪み」ゆえに、近代日本、特に戦後改革期以降の教員養成においては、その「質保証」が、良質な「教育学部」の取り組みを殺ぐという反作用を生みつつある。そして、こうした状況に際して、布置関係において劣位に置かれた各大学の「教育学部」が改革のターゲットとされ、第４章に見たように「グランド・デザイン」なきまま、とりあえず効果のありそうな施策を実施に移すという政策が継続する中で、日本の「大学における教員養成」は迷走しつつある。

その最たる例が、第６章で検討した「教育学者なき教育学部」の誕生である。これは既に見たように、21世紀初頭の日本で広く導入された新自由主義的な政策が教育分野に及んだものである。規制改革総合会議は、「教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うこと」を求め、その延長線上に1980年代以降量的抑制策が採られていた医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員（以下、抑制五分野）のうち、教員養成分野の抑制策がまず2005年度から撤廃されたのである。これ以後に小学校教員養成のプログラムを新たに提供する大学（プロバイダ）が激増したが、それとほぼ同時に採られた「質保証」策が課程認定の運用強化に偏して資質向上の実効策として機能していないがために、十数年経過した現時点では教員養成において「質の高い教育を提供」する結果につながったとは言いがたい。そして、そのことのツケは、現状においては、教員採用試験という形で教職の入職時の質管理を行っている地方政府に回っているのである。

【今後の課題】

以上を踏まえた上で、本研究の結びとして、こうした布置関係における「歪み」を超克する手立てとして、以下の二つを示した。

一つは、日本の旧制度下の中等学校教員養成における無試験検定許可学校制度や、現在も中国（メインランド）や台湾などで採られているように、教員資格の付与に際して、政府が直接に個々人の資質の一部を検定する仕組みを導入することである。これを導入することには異論も多かろうが、教員資質の一定レベルの確保は可能になる。

一方、より期待が持てるもう一つの方法は、日本の「開放制」原則下の教員養成教育の実態に根ざしたアクレディテーションが活性化し、その裏でチャタリングの比重を低下させていくことである。教員養成を提供する良質な大学群によるアクレディテーション的な取り組みによる質的向上が進み、チャタリングに偏している状況を打破することで今後の「大学における教員養成」の展望が期待できる。

別紙様式５

（論文博士用）

論文審査の結果の要旨

氏　　名	岩　田　康　之		
論文題目	近代日本の「大学における教員養成」の布置関係 ―「教育学部」とその質保証の展開―		
判　　定	合　格・不　合　格		
審査委員	区　分	職　名	氏　　名
	主　査	教　授	船　寄　俊　雄
	副　査	教　授	渡　邊　隆　信
	副　査	教　授	稲　垣　成　哲
	副　査	准教授	山　下　晃　一
	副　査	筑波大学教授	浜　田　博　文

要　　旨

本論文は、教員養成における布置関係（大学・中央政府・地方政府といった諸アクター間の力関係）の日本的特質がどのような経緯で形成されたのか、そしてそれは日本の初等教育・中等教育を担う教員たちの資質形成にどのような影響を与えてきているのかという課題を解明することを目的としている。その際、歴史的文化的背景に着目し、「開放制」原則下の「教育学部」（教員養成・教育学研究・教育学教育を担う大学内のセクション）のありようやそこでのカリキュラムの問題と、教員養成機関の「質保証」という二つの視角から分析を行っている。

本論文は２部構成をとっており、序章と終章を含め全８章から構成されている。序章では、本論文に関わる先行研究が検討され、研究課題と分析方法が的確に述べられている。

第Ⅰ部「日本の『大学における教員養成』の成立と葛藤」においては、近代教育システムの成立以来の、「大学」と「教員養成」の間の葛藤と、「大学における教員養成」の日本における成立と展開、教員養成理念や教師像をめぐる議論と、その投影としてのカリキュラムの検討が行われている。第１章で、主に香港教育大学と東京学芸大学を事例として、比較教育的視点から日本の「大学における教員養成」の理論的課題の析出が試みられている。高等師範学校の大学昇格をめぐる論争の日中比較、および初等教員養成機関の大学昇格をめぐる日本と香港の比較を通じて、日本の「大学における教員養成」をめぐる布置関係とアカデミズムとの関連性が検討されている。ここで浮かび上がるのが、日本の「大学における教員養成」という場合のディシプリンの問題である。それに関わって、第２章では、戦後教育改革期の日本における「教育学部」と「教育学」の葛藤が検討されている。その上で第３章では、1980年代以降の日本の教員養成政策と、その中での教員養成系大学・学部の変質の実相を主に教育組織の変遷に注目して分析が行われている。

第Ⅱ部「日本型『開放制』の展開と教員養成の『質保証』」においては、日本独自の展開をした「開放制」原則下での教員養成に対して、「質保証」政策が後手に回った経緯を追究するとともに、教員養成を行う大学をめぐる布置関係の形成の過程や、そのことの今日的課題の析出が試みられている。まず第４章において、新自由主義を基調とする日本の教員養成改革における「質保証」策の動向が検討されている。続く第５章では、そうした「質保証」策に関わって教員養成における大学・中央政府・地方政府の三者の布置関係について、東アジア諸地域との比較教育的考察からその特質が明らかにされている。その上で、第６章において、21世紀初頭に至る日本の教員養成の「質保証」策の展開を、とくに「規制緩和」との関係で検討し、日本の「大学における教員養成」の変質の諸相が析出されている。

これらを踏まえ、終章では、改めて教員養成の「場」としての大学のありようが問われ、「大学における教員養成」の布置関係における歪みとその超克の展望として、①日本の旧制度下の中等教員養成における無試験検定許可学校方式や、現在も中国や台湾で採用されているように、教員資格付与に際し中央政府が直接に教員資質の一部を検定する仕組みを導入することにより、教員資質の一定水準の確保を図ること、②教員養成を提供する良質な大学群によるアクレディテーション的取り組みを活性化させ、現在の中央政府のチャタリングの比重を小さくすること、という二つのことが述べられている。

戦後教員養成改革から70年余りが経過し、「大学における教員養成」と「開放制」という教員養成における二つの原則が揺らいでいる現在、良質の教員を輩出するためにその原則が有する理念を今日的に発展させる方途を探る点に本論文の最大の特徴があり、いずれの章も創見に富む内容となっている。時務的な内容が扱われているが、分析にあたっては、学位申請者の専門である日本教員養成史の知見を基礎として、ときには東アジア諸国（中国、台湾、韓国、香港）との比較教育的考察も交えて、幅広く立体的に理論的な検討が行われており、教育学界への理論的貢献は大きいと判断できる。

以上、本論文は、教員養成をめぐる日本的構造の特質を明らかにした労作であり、日本の教員養成研究に重要な知見を付与したことにおいて価値ある集積であると認める。

なお、学位申請者は、本論文に関わる研究業績として、査読付論文10編、それに準じる論文（査読無）12編を発表している。以下に全国学会誌掲載論文（査読付）４編を記載しておく。

・岩田康之「進行する教育改革と教職アイデンティティー東アジア諸地域における教師教育改革の課題ー」、日本教師教育学会編『日本教師教育学会年報』第17号、2008年、27～34頁。

・岩田康之「日本の教員養成と公教育システムー教員養成改革における『公』性と『私』性ー」、日本教育学会編『教育学研究』第75巻第４号、2008年、368～380頁。

・岩田康之「教員養成改革の日本的構造ー『開放制』原則下の質的向上策を考えるー」、日本教育学会編『教育学研究』第80巻第４号、2013年、414～426頁。

・岩田康之「日本の『教育学部』：1980年代以降の動向ー政策圧力と大学の主体性をめぐってー」、日本教師教育学会編『日本教師教育学会年報』第27号、2018年、８～17頁。

よって本審査委員会は、学位申請者の岩田康之氏が博士（教育学）の学位を得る資格があると認めるものである。